

事業報告書

(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 まつしま歯科医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県南島原市有家町山川398番地2

(3) 設立認可年月日 平成元年11月24日

(4) 設立登記年月日 平成元年12月 1日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 まつしま歯科医院	長崎県南島原市有家町山川 398番地2	

4235105120

(2) 附帯業務 なし

(3) 収益業務 なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年11月25日 令和5年度決算の決定

令和6年 9月25日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

様式3－4

法人名	医療法人 まつしま歯科医院	※医療法人整理番号	
所在地	長崎県南島原市有家町山川398番地2		

貸 借 対 照 表
(令和6年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I流 動 資 産	18,894	I流 動 負 債	13,619
II固 定 資 産	43,300	II固 定 負 債	9,340
1有 形 固 定 資 産	5,853	負 債 合 計	22,959
2無 形 固 定 資 産	698	純 資 産 の 部	
3そ の 他 の 資 産	36,749	科 目	金 額
		I資 本 金	10,000
		II資 本 剰 余 金	
		III利 益 剰 余 金	29,235
		IV評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	39,235
資 産 合 計	62,194	負債・純資産合計	62,194

様式4－2

法人名	医療法人 まつしま歯科医院	※医療法人整理番号	
所在地	長崎県南島原市有家町山川398番地2		

損 益 計 算 書
(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	93,890
2 事業費用	97,485
本来業務事業損失	Δ3,595
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	Δ3,595
II 事業外収益	2,396
III 事業外費用	50
経常利益	Δ1,249
IV 特別利益	402
V 特別損失	3
税引前当期純利益	Δ850
法人税等	71
当期純利益	Δ921

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 まつしま歯科医院
所在地 長崎県南島原市有家町山川398番地2

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和6年9月30日現在)

1. 資 産 額 62,194 千円
2. 負 債 額 22,959 千円
3. 純 資 産 額 39,235 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	18,894
B 固 定 資 産	43,300
C 資 産 合 計 (A+B)	62,194
D 負 債 合 計	22,959
E 純 資 産 (C-D)	39,235

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 まつしま歯科医院

理事長 松島 俊一郎 殿

私は、医療法人 まつしま歯科医院の令和5年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和6年11月25日

医療法人 まつしま歯科医院

監事 松島 章子

